

(別紙2) 添付書類の参考例

● 寄附行為変更の事由及び変更する条項を記載した書類

寄附行為変更の事由及び変更する条項

この法人は、従来幼稚園を設置してきたが、今回幼保連携型認定こども園へ移行することになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

- 1 第〇条の目的を「教育基本法及び学校教育法に従い、幼児教育を行うこと」を「教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、幼児教育及び保育を行うこと」に変更する。
- 2 第〇条の設置する学校を「〇〇幼稚園」から「幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園」に変更する。
- 3 附則に次のとおり追加する。

附則

この寄附行為は大阪府教育長の認可のあった日（令和 年 月 日）から施行する。〔第〇条、第〇条一部改正〕

※ 変更する全ての条項について記載すること。

※ 上記1「教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、幼児教育及び保育を行うこと」について、今回の移行により学校法人が設置するもの（保育所や認可外保育施設などを除く。）が幼保連携型認定こども園のみとなる場合には、「教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、幼児教育及び保育を行うこと」とすること。なお、上記のうち「幼児教育」を「学校教育」としても可。

● 寄附行為新旧比較表

新	旧
第〇条 この法人は、教育基本法及び <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u> に従い、学校教育及び <u>保育</u> を行い、〇〇〇〇することを目的とする。	第〇条 この法人は、教育基本法及び <u>学校教育法</u> に従い、学校教育を行い、〇〇〇〇することを目的とする。
第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇高等学校 (2) 幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園	第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇高等学校 (2) 〇〇幼稚園